

小山工業高等専門学校学生表彰基準

制 定 平成 11 年 9 月 1 日

最終改正 令和元年 9 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、小山工業高等専門学校学生表彰規則（以下「表彰規則」という。）第 4 条の規定に基づき、本校学生の表彰基準について、定めるものとする。

(表彰基準)

第 2 条 「優秀賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第一号に定める「学業成績、人物ともに優秀である者」とは、各科から推薦された次の各号の一に該当する者とする。

- 一 5 年生は、在学期間において、年間授業時数の 4 分の 1 を超えて欠課した科目がなく、かつ各学科における在学期間の学業成績の平均点の順位が 1 位及び 2 位の者。ただし、電気電子創造工学科においては、1 位から 4 位の者
- 二 4 年生以下は、当該学年在学 1 年間において、年間授業時数の 4 分の 1 を超えて欠課した科目がなく、かつ各学科における学業成績の平均点の順位が 1 位の者。ただし、電気電子創造工学科においては、1 位及び 2 位の者

第 3 条 「優秀賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第二号に定める「学術研究等で特に顕著な成果を挙げ、本校の名誉を高めた者」とは、学術団体等における研究発表又は論文掲載により特に高い評価を受け、優秀な成績を挙げたと認められる者とする。

第 4 条 「優秀賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第三号に定める「部活動又は課外活動において卓越した成績を修めた者」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 関東信越地区高等専門学校体育大会及び全国高等専門学校連合会の主催する大会・コンテスト等の関東信越地区大会において優勝又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 二 全国高等専門学校体育大会及び全国高等専門学校連合会の主催する全国規模のコンテスト・コンクール等において、第 3 位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 三 通算 3 回以上全国高等専門学校体育大会に出場した者
ただし、野球部については、日本高等学校野球連盟登録の関係で通算 2 回以上出場した者
- 四 全国高等学校総合体育大会県予選又は全国高等学校総合文化祭県予選において第 3 位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 五 前号に準ずるその他全県規模以上の競技大会又はコンテスト及びコンクール等において第 3 位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 六 第一号、第二号、第四号及び第五号に規定する団体には、当該大会等への出場者の他、選手等として公式登録された学生全員を含むものとする。

第 5 条 「功績賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第四号に定める「その他学生の模範として推奨できる行為又は功績のあった者」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 人名救助、重大事故の未然防止及び社会福祉の維持推進に顕著な功績のあった者
- 二 本校学生の諸活動に関して学生の模範として、特に推薦するに値する功績のあった者

第 6 条 「奨励賞」について、表彰規則第 3 条第 2 項に規定する「優秀賞及び功績賞に準じる場合」とは、次の各号の一に該当する者とする。ただし、第 4 条に規定する「優秀賞」に該当する場合は除くものとする。

- 一 学術研究活動において高い評価を受け、他の学生の模範となった者
- 二 関東信越地区高等専門学校体育大会及び全国高等専門学校連合会の主催する大会・コンテスト等の関東信越地区大会において第3位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 三 前号に準ずる大会及び催物において同等の成績を修めた個人又は団体
- 四 全県規模のコンテストやコンクール等においてその功績が顕著であり、他の学生の模範となった者
- 五 学生会の各委員会活動、寮生会活動及びその他学生諸活動においてその功績が顕著であり、他の学生の模範となった者
- 六 前各号を除き、学生としてその功績が顕著であり、他の学生の模範となった者
- 七 第二号及び第三号に規定する団体には、当該大会等への出場者の他、選手等として公式登録された学生全員を含むものとする。

附 則

この基準は、平成11年9月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年11月11日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年11月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年9月12日から施行する。